

令和5年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略
歩行者空間拡張による滞留空間創出社会実験等公共空間再編整備検討業務委託
公募仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、「令和5年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 歩行者空間拡張による滞留空間創出社会実験等公共空間再編整備検討業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本市では、沼津駅周辺総合整備事業による交通環境や市街地構造の大幅な改善を契機に、沼津駅周辺を車中心からヒト中心の魅力ある場所へと再生し、多くの市民や来街者が集い、交流し、住まい、回遊する都市の顔として再構築していくために、沼津駅周辺総合整備事業の本格展開と併せて実施すべき、まちづくりの施策の方向性を示す「沼津市中心市街地まちづくり戦略」（以下「まちづくり戦略」という。）を令和2年3月に策定した。その後、まちづくり戦略に位置付けられた「戦略Ⅰ：ヒト中心の公共空間の創出」に基づき、本市が取り組む中期までの公共空間再編に関する具体的なアクションプランとして、駅前広場や駅前街路（(都)三枚橋錦町線・沼津駅沼津港線）の再編整備イメージやまちづくりシナリオ等を示す「沼津市公共空間再編整備計画」（以下「整備計画」という。）を策定し、実現に向けて取り組んでいるところである。

本業務では、整備計画に基づき、(都)三枚橋錦町線西側区間において歩行者空間を拡張し滞留空間を創出するとともに、整備に向けた道路概略設計を行うほか、沼津駅南口駅前広場中期整備に向けた社会実験計画の作成などを行い、空間再編整備の実現に結び付けていくことを目的とする。

(委託箇所)

第3条 本業務の委託箇所は、別紙1に示すとおりとする。

(準拠する法令等)

第4条 本業務は、本仕様書、契約書によるほか、次の法令等に基づき、実施しなければならない。

- (1) 都市計画法
- (2) 都市再生特別措置法
- (3) 道路法
- (4) 道路構造令
- (5) 建築基準法
- (6) 駐車場法
- (7) 静岡県業務委託共通仕様書
- (8) 沼津市業務委託契約約款
- (9) その他関係法令等

(作業計画)

第5条 受託者は本業務を実施するにあたり、契約締結後すみやかに、業務計画書、工程表、主任技術者通知書（管理技術者・照査技術者）を提出し、承認を受けるものとする。

(貸与資料)

第6条 本業務を実施するにあたり、以下の資料を貸与する。

- | | | |
|------------|-----------------|--------------------------------------|
| (1) 平成30年度 | 沼津市中心市街地まちづくり戦略 | 中心市街地交通戦略策定業務委託 |
| (2) 平成30年度 | 沼津市中心市街地まちづくり戦略 | 沼津駅南口駅前広場整備方針等策定業務委託 |
| (3) 平成30年度 | 沼津市中心市街地まちづくり戦略 | 駐車場の適正配置に向けた社会実験実施業務委託 |
| (4) 平成31年度 | 沼津市中心市街地まちづくり戦略 | 公共空間再編に向けた調査・検討等業務委託 |
| (5) 平成31年度 | 沼津市中心市街地まちづくり戦略 | 公共空間再編に向けた社会実験実施業務委託 |
| (6) 令和2年度 | 沼津市中心市街地まちづくり戦略 | ヒト中心の公共空間創出に向けた歩行者行動・空間構成等の調査・分析業務委託 |
| (7) 令和2年度 | 沼津市中心市街地まちづくり戦略 | ヒト中心の公共空間創出に向けた空間・交通再編検討業務委託 |
| (8) 令和3年度 | 沼津市中心市街地まちづくり戦略 | 公共空間再編による歩行者行動・空間特性等の評価・分析業務委託 |
| (9) 令和3年度 | 沼津市中心市街地まちづくり戦略 | 公共空間再編整備計画作成等業務委託 |
| (10) 令和4年度 | 沼津市中心市街地まちづくり戦略 | 公共空間再編整備に向けた検討業務委託 |

(関連業務)

第7条 業務の実施にあたっては、まちづくり戦略及びUR都市機構が実施を予定する沼津駅周辺地区におけるまちなかウォークアブル推進業務と十分に連携・調整を図り、進めるものとする。

(疑義)

第8条 本業務の進行上、内容の変更が必要となった場合、あるいは本仕様書に記載無き事項及び疑義等が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うものとする。

第2章 業務内容

(業務の内容)

第9条 本業務の内容は、次のとおりとする。

1. (都) 三枚橋錦町線西側区間におけるパークレット設置及び道路整備に向けた概略設計

将来の(都)三枚橋錦町線歩道拡幅後を見据えて、令和6年度末までの暫定的な滞留空間を設置・管理する。また、将来的な整備に向けた道路概略設計を令和5年度中に行う。

(1) 歩行者空間拡張による滞留空間創出社会実験の実施

(都)三枚橋錦町線において実施した社会実験「OPEN NUMAZU 2022 STREET」を踏まえた課題や整備方針をもとに、将来整備時の利活用及び管理を見据えた上で、令和6年度末までの1年半程度、滞留空間を創出する社会実験を実施する。その上で、(都)三枚橋錦町線西側区間の北側左折車線内を対象に延長約20mのパークレット(滞留施設)の設計・設置を行う。パークレットのデザインは、誰もが使いやすいユニバーサルデザインに配慮し、OPEN NUMAZUの考え方を反映した、居心地の良い空間となるよう工夫するほか、実際の運用方法や実験内容を踏まえ、必要な什器や設備(Wi-Fi等)を含めて設計する。また、車道と隣接することから防護柵や反射板の設置などを検討するほか、強風対策等も講じ、長期間安全に運用することができるよう設計、設置、管理を行う。なお、パークレットは委託期間終了後も使用することを想定し、10年以上の耐久性を有するものとする。

設置に当たっては、道路管理者や交通管理者等と協議した上で、安全に運用可能な形態で行うものとし、設置に必要な測量等は受託者が行う。

(2) 歩行者空間拡張による影響調査

パークレット設置等歩行者空間を拡張したことによる影響調査として、周辺における滞留者数や行動の変化を調査し、生み出した空間のまちへの効果を検証する。また、歩行者空間の拡張に伴い車線数が減少することに伴う周辺交通への影響を調査する。

なお、中期の整備に向けて、本調査の結果から、課題及びその解決策等を取りまとめること。

(3) 基本設計に向けた条件整理と道路概略設計

過年度の整備方針を踏まえ、基本設計に向けた整備条件の整理及び計画図面を作成した上で、関係機関との協議を実施し、令和5年度に概略設計成果として取りまとめる。

2. 沼津駅南口駅前広場の中期整備に向けた検討

沼津駅南口の中期整備に向けた社会実験計画を作成する。計画は中期整備案を可能な限り再現することとし、一般車乗降場の東西分散化、沼津駅南口交差点東側における地上横断、それに伴う周辺交通への対策などを計画する。なお、社会実験の実施は本業務に含まないが、令和6年度に実施を予定しているため、令和5年度に社会実験計画を取りまとめる。

(1) 社会実験計画の作成

過年度の検討を踏まえた上で、具体的な社会実験計画を作成するとともに、社会実験にかかる費用を算出する。特に、実験の実施スケジュール及び運用中のリスクに関する対応策の検討等を行い、実施計画としてとりまとめる。社会実験実施時は仮設の交通施設の設置が想定されるため、それらの計画図面の作成及び施工方法に関する検討を行い、実施可能な仮設施設の整備計画を作成する。

なお、沼津駅南口交差点の東側横断歩道の設置に向けては、交差点信号現示の検討及び周辺交通規制の変更案の検討を行う。

(2) 社会実験時の調査計画の作成

実験の目的の整理及び調査計画を立案・整理する。特に、過年度の交通量調査の成果やシミュレーション結果を整理し、必要な交通量調査位置や調査仕様等を明確にする。

(3) 関係機関協議の実施

実施可能な社会実験計画を作成するために、関係機関との協議・調整を行う。なお、関係協議先は、交通管理者、道路管理者、交通事業者（バス・タクシー）を想定するが、計画を検討する中で協議・調整の必要が生じた関係者に対しても協議を行う。

3. まちづくり戦略会議等の運営支援

市民、事業者、有識者、行政等による「まちづくり戦略会議」や「ワーキンググループ」等の支援として、会議資料の作成、意見対応、提案等を行う。また、会議終了後、遅滞なく、その後の業務運営に資するための議事要旨をとりまとめ、委託者に報告するとともに、公開可能な議事録を作成する。会議等は、令和5年度に4回程度の開催を想定する。

4. 沼津まちなかデザイン会議の運営支援

まちづくり戦略に基づく取組の周知を図るとともに、今後推進していく公共空間の再編や利活用などのまちづくりに対する市民意識の高揚や当事者意識の醸成を図ることなどを目的とした「沼津まちなかデザイン会議」を開催する。会議の支援として、必要となる資料の作成、企画立案、運営、公開可能な記録のとりまとめ等を行う。会議は、令和5年度に2回程度の開催を想定する。

5. 打合せ協議

本業務を円滑に遂行するため、月1回程度打合せ協議を実施する。協議終了後は遅滞なく議事録を作成し、委託者の確認を受けること。

なお、打合せ協議は、オンラインによる開催でも構わない。

6. 報告書作成

上記の検討結果を年度ごとに報告書として取りまとめを行う。

業 務	令和5年度	令和6年度
1. (都) 三枚橋錦町線西側区間におけるパークレット設置及び道路整備に向けた概略設計		
(1) 歩行者空間拡張による滞留空間創出社会実験の実施	○	○
(2) 歩行者空間拡張による影響調査	○	○
(3) 基本設計に向けた条件整理と道路概略設計	○	
2. 沼津駅南口駅前広場の中期整備に向けた検討		
(1) 社会実験計画の作成	○	
(2) 社会実験時の調査計画の作成	○	
(3) 関係機関協議の実施	○	
3. まちづくり戦略会議等の運営支援	○	
4. 沼津まちなかデザイン会議の運営支援	○	
5. 打合せ協議	○	○
6. 報告書作成	○	○

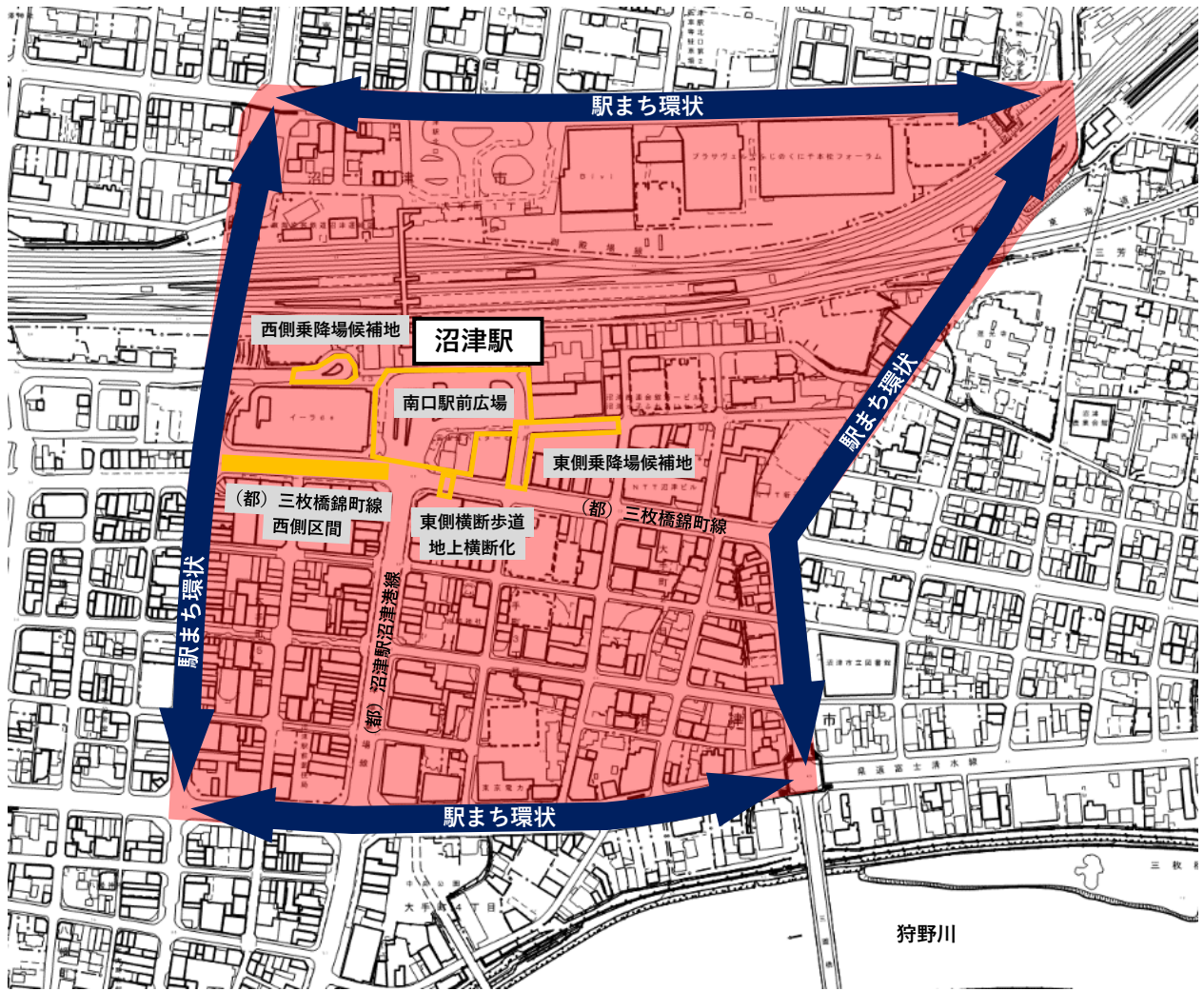
(成果品)

第10条 本業務に伴う成果品は、次のとおりとする。

- (1) 報告書 A4版 3部（「本編」「概要編」「参考資料・データ集」としてとりまとめる）
- (2) 電子データ 1式（CD-R又は同等以上の電子媒体）

電子データは、「静岡県電子納品運用ガイドライン」に示されたファイルフォーマットに基づき作成する。

業務委託箇所



業務委託箇所 約30ha
(ヒト中心の空間を目指すエリア)